

近世玉川の漁場利用関係について

——享保七年の熊川村と拜島村の漁場争論にみる——

宮田 満

- はじめに
- 一 近世玉川の漁業生産
 - 二 享保七年鮎漁場出入の訴状
 - 三 漁業生産にともなう諸役と負担
 - 四 享保七年鮎漁場出入の内済証文
 - 五 幕府の漁業政策

はじめに

近世において玉川の鮎が、將軍家の御菜鮎として相州道志川の鮎⁽¹⁾とともに上納されていたことは、広く知られている。しかし、近世の玉川の鮎漁が、漁業と呼ぶに価する生産規模をもっていたことについては評価が低いようである。それは、内水面漁業が海面漁業に比べ、漁業生産という意味から比較して非常に小規模であるため、研究の対象とさ

れなかったことによる。そして、その原因として河川が海と異なり水面面積に対し沿岸線が長く、従って魚を捕らえる人が多いこと、また漁業の中心となった鮎漁には通年性がないことなどがあげられよう。

玉川⁽²⁾の漁業史の研究は、各自治体史、特に玉川沿岸の自治体史⁽³⁾にみることが出来る。特に、そこでは御菜鮎上納の制度的研究にみるべきものがあるが、現在に至るも未だ玉川の漁業史を総合的にとらえたものはみられず、非常に研究の遅れた分野であるといえる。しかしながら、近世の玉川における漁業は、玉川がいわゆる江戸地廻り経済圏に位置することから商品生産として著しい展開をみせており、この地域の歴史的特質等をさぐるうえで、分析を欠くことの出来ない事項のひとつであるといえよう。そのなかで御菜鮎上納御用役は、玉川の漁業権制度と深く結びついた役

負担であり、近世の玉川における漁場利用の実態とその変化を明らかにするうえで重要な位置を占めていると思われる⁽³⁾。そこで小稿では、近世の玉川における漁場利用関係の特質と変化を御業帖上納御用役との関連の中からみることを目的として、享保七年（一七二二）の熊川村と拝島村の漁場争論を検討してみたい。

熊川村は、現在の福生市の東南部に位置し、近世を通じて御料、私領入会の村で、御料一六九石余、旗本田沢氏領二八一石余、同長塩氏領一一八石余からなり、家数は一三四軒であった。村の東西二面が拝島村と接し、玉川を挟んで小川村、二ノ宮村、高月村と対していた。『新編武蔵風土記稿』⁽⁵⁾には、地形は平延であるが、土性は砂利あるいは真土で、畑のみの村方であり、耕作の暇には漁獵をなして生産の資としていたとある。一方、拝島村は、現在の昭島市の西部に位置しているが、近世においては、御料、私領、寺社領が入会、御料二六〇石余、旗本岡部氏領三〇七石余、同太田氏領二五三石余、大日堂領一〇石、竜津寺領三石からなる、民家二〇〇軒余の村であった。『新編武蔵風土記稿』⁽⁷⁾の記述によれば、地形は平坦で、土性は黒野土で粗薄であるが、水田と陸田は相半ばし、耕作の余業には蚕桑紡織をもって生産の資とし、また、鮎獵の業をなし、江戸へ出荷していたとある。

一 近世玉川の漁業生産

玉川は秩父山地の山梨県側、笠取山に水源を発し、武蔵野台地の南端と多摩丘陵の間を流れ、東京湾に注ぐ全長一二三キロメートル、流域面積一二三五平方キロメートルの河川で、南関東では利根川、荒川に次ぐ大河である。現在は、多摩川と呼ばれているが、近世においては玉川と称されるのが一般的であったので、本稿では玉川と記述を統一する。

近世の玉川における漁業の中心は、鮎を捕獲の対象とした鮎漁にある。しかも玉川の鮎は自給生産ではなく、江戸の発展と密接な関係をもちつつ商品生産として発達してきたといえる。これは鮎が商品として最も価値の高い魚であったことはいままでもないが、なによりも玉川が商品流通の面で絶対条件といえる大消費地江戸に、鮮度を落とさず供給することのできる鮎供給地圏内に位置していたことに他ならない。

しかしながら、管見の範囲では、近世における玉川の漁業生産・漁獲高・漁業規模を記した史料の存在がみとめられず、また、幕府による調査、把握もなされた様子もないので、はたして漁業生産と呼べるだけの規模を持ったものであったのか、疑問の残るところである。そこで、明治二七年（一八九四）に農商務省によってまとめられた水産事

〔表1〕 鮎漁獲高最近五ヶ年比較

府 県	河川湖沼	明治20年		明治21年		明治22年		明治23年		明治24年	
		川口及 海	其他上流	川口及 海	其他上流	川口及 海	其他上流	川口及 海	其他上流	川口及 海	其他上流
東 京	多摩川 秋川 浅川		貫 11348.830		貫 11267.000		貫 11164.350		貫 10641.610		貫 9749.300
			116.660		98.000		120.000		100.000		33.300
			168.000		163.800		167.000		165.000		488.960
神 奈 川	多摩川 相模川 酒匂川 道志川 早津川	貫 72.000	3664.000	貫 68.000	4242.000	貫 75.000	5640.000	貫 61.000	3472.000	貫 76.000	3900.000
			15781.000		15694.000		15206.000		13550.000		15013.000
			3049.000		3337.909		4045.000		3470.000		3114.000
			796.000		716.000		689.000		585.000		797.000
			95.000		105.000		120.000		135.000		123.000
			1164.000		1625.000		1400.000		1586.000		1650.000

項特別調査の報告により、明治二〇年（一八八七）から同二四年（一八九一）に至る五ヶ年の玉川における鮎漁獲高（表1）をみると、

平均して年間一万四、五千貫あり、関東地方の河川では利根川、相模川に次ぐ産額となっている。この時期の漁業技術等はいまだ近世の延長上にあり、従って、漁獲高も近世とほぼ同様のものではあったと思われる。また、玉川で漁業を生業とする者の数であるが、これも明治二七年の水産事項特別調査報告（表2）によると、

漁業を生業とする戸数及び口数も、少ないながら一定数が確認される。

次の史料は、玉川上流部の小河内四ヶ村が伊奈半左衛門役所へ差し出した鮎運上赦免の願書であるが、鮎漁が問屋資本により小商品生産として行われていた様相を示している。

〔史料一〕

乍恐以書付奉願上候

一、多摩郡三田領村々名主惣百姓共申上候当村々古来々鮎運上之義ハ当領一同ニ而江戸町請負人御運上相動丹波川通り鮎獵仕候処ニ元禄拾五午年当領御代官様御兩人様ニ被為仰付当村々ハ滝野重右衛門様御支配所ニ相成余村ハ比企長左衛門様御支配所ニ相訳り申候此節鮎運上之訳請負人共如何様ニ申上候哉委細は不奉存候得

[表2] 漁 場 及 採 藻 場

北 多 摩 郡										荏 原 郡		郡 市
狛 調 多 府 西 谷 立 郷 福 築 中 宮 大 田 押										羽 玉 調		町
江 布 摩 中 府 川 地 島 地 神 沢 神 中 島										田 川 布		村
宇 喜 大 駒 猪 和 上 國 下 上 布 下 上 押 車 常 上 小 是 中 四 谷										羽 瀬 下 等 下 嶺		大 字
奈 多 ケ 布 布 小 石 石 染 田 川 ツ										野 々 沼		
根 見 藏 井 方 泉 給 領 田 島 分 原 原 立 返 久 屋 分 政 原 谷 保										田 田 毛 力 郡		
九 八 八 二 三 十 一 四 六 九 五 一 〇 五 六 二 四 六 一 三 〇 八 三 五 二 五 二 〇 六 三 七 八 三 五										八 二 一 八 五 一 一		戸
九 八 八 三 〇 八 五 一 四 六 九 五 一 三 五 六 二 五 八 一 三 〇 八 三 七 二 三 七 五 一 六 八 一 二 二 九 八										四 一 五 四 四 六 二 六 二		口
鮎 鰻 鮎 同 同 同 同 同 鮎 鮎 鮎 鮎 鮎 鮎										同 同 同 同 鮎		水 産 物

西 多 摩 郡												
東 草 小 氷 古 三 吉 西 青 調 福 熊										梅 布 生 川		
秋 留 花 内 川 里 田 野 摩												
雨 野 小 二 留 川 河 原 境 氷 海 白 棚 小 川 丹 梅 御 沢 沢 二 袖 日 下 畑 川 羽 日 青 河 千 駒 上 下 友										向 和 ケ 木 長 長		鎌 田
ノ 丹 三 井 井 俣 沢 井 郎 沢 岳 下 下 尾 木 田 村 中 崎 村 田 梅 辺 瀬 野 淵 淵 田												
四 二 三 八 十 一 二 二 四 五 四 三 四 二 五 六 五 一 三 五 四 一 二 六 三 九 五 二 三 八 九 六 四 六 二 二 八 三 四												五
四 二 三 八 十 一 二 二 四 五 四 三 四 二 五 六 五 一 三 五 四 一 二 六 三 九 五 二 三 八 九 六 四 六 二 二 八 三 四												五

橘 樹 郡					西 多 摩 郡				
稻 高 中 御 川 大 師 河 原					檜 小 戸 明 五 三 増 西 秋 留				
田 津 原 幸 崎					原 宮 倉 治 日 市 里 戸				
管 中 登 宿 堰 久 二 諏 北 宮 小 上 上 小 南 掘 久 新 大 師 河 原					乙 館 小 五 小 留 高 三 横 伊 網 山 引 淵 上 下 牛 油				
ノ 河 訪 見 丸 平 河 ノ 根 河 原					中 日 和 代 代				
島 戸 原 地 子 原 方 内 杉 子 間 向 原 内 崎 宿 原					津 谷 野 市 田 原 尾 内 沢 奈 代 田 上 繼 繼 沼 平				
八 二 八 六 一 〇 二 二 五 十 一 八 一 五 〇 〇 〇					一 廿 廿 〇 四 一 二 三 七 四 一 二 三 二 一 四 二 二 一 二 三				
八 二 八 六 一 〇 二 二 五 十 一 八 一 五 〇 〇 〇					一 廿 廿 〇 四 一 二 三 七 四 一 二 三 二 一 四 二 二 一 二 三				
同 鮎 鮎 鰻 鯉									

共享保八卯年迄ハ小田原町境屋喜右衛門大和屋長右衛門境屋長兵衛四ツ谷和泉や甚兵衛御請負年々鮎獵仕候所ニ享保九辰年請負人無御座明き川ニ相成候ニ付其節之御代官長谷川六兵衛様御運上永高割ニ被仰付候尤永高年々無高下御定面之様ニ而勿論村々鮎獵仕候者無御座惣百姓弁納ニ相成困窮至極仕候鮎運上御免件被成下シ置候様ニ御願申上候訳ケ左之通

(後文略)

このように多摩郡三田領の村々の漁場は、享保八年(一七二三)まで江戸小田原町の境屋喜右衛門、大和屋長右衛門、境屋長兵衛、四ツ谷の和泉屋甚兵衛など、江戸の魚問屋が鮎運上を納めることによって占有利用していたことがわかる。

また、玉川中流域に位置する柴崎村の宝暦四年(一七五四)の御用留覚帳は、伊奈半左衛門役所の鮎の脇売り御尋ねに對し、差し上げた書状を書き留めている。

〔史料一〕

覚

差上申一札之事

一、玉川子持鮎五寸以上之大鮎江戸表江売買出候由ニ付拙者共村々御尋ニ御座候当年之儀者四五年ニ無御座鮎小振ニ而四寸余与申魚一切相見不申候尤拙者共村々者江戸間屋小田原町大和田屋久兵衛四ツ谷伝馬町和泉屋

甚兵衛鮎屋佐兵衛方へ年々差遣申ニ右問屋共方江御尋被遊候得者委細相知申御事ニ御座候為其一札差上申候所仍如件

戌九月廿八日

柴崎村

名主 平八郎

組頭 八平衛

同 四郎左衛門

同 善左衛門

同 善左衛門

重右衛門

平三郎

伊奈半左衛門様

御役所

柴崎村名主平九郎等は、拙者共の村においては江戸の間屋である小田原町の大和田屋久兵衛、四ツ谷伝馬町の和泉屋甚兵衛、鮎屋佐兵衛等へ毎年卸している旨を申し上げている。

このように、近世において玉川は、大消費地江戸に最も近い鮎の供給地として機能し、小商品生産としての鮎漁が行われていたとみることができよう。

二 享保七年の鮎漁場出入の訴状

享保七年（一七二二）六月、拝島村名主庄右衛門、他十三人が、隣村の熊川村名主政右衛門、他十一人を相手取り鮎漁場出入り訴訟を起こす。次に示すのは、拝島村が江川太郎左衛門代官所に熊川村の者共を召し出し詮議されるよう申し出た訴状である。⁽¹⁾

〔史料三〕

乍恐書付を以御訴詔申上候

一 鮎漁場出入

武州多摩郡拝島村

江川太郎左衛門御代官所

訴詔人 名主庄右衛門

組頭小兵衛

百姓代藤四郎

獵師代八平

太田万次郎知行所

訴詔人 名主理右衛門

組頭平兵衛

百姓代次郎左衛門

獵師代喜三郎

岡部庄九郎知行所

訴詔人 名主藤左衛門

組頭清左衛門

百姓代八右衛門

獵師代弥兵衛

同国同郡熊川村

江川太郎左衛門様御代官所

相手 名主政右衛門

組頭市兵衛

百姓与惣兵衛

同 長十郎

同 長右衛門

同 弥次右衛門

田沢久左衛門様御知行所

相手 名主五右衛門

組頭六兵衛

百姓源内

長塩伝七郎様御知行所

相手 名主茂左衛門

組頭次郎兵衛

一 武州多摩郡拝島村名主百姓獵師共御訴詔申上候拝島

村之儀玉川通秋川通往古々鮎獵仕來御菜鮎奉上候然

上に去ル子年々瀬田村ニ而御川狩之鶴拾羽鶴遣人足共

ニ被為仰付奉長右鶴人足共指上ケ御用相勤申候其節何

時成共御用被為仰付次第相勤可申候間證文指上度々御

川狩之節被為仰付候通鵜拾羽鵜遣人足共ニ指上御用相勤申候処当四月中御菜鮎之儀者御赦免被成下右之趣被為仰付候ニ付往古々御菜御役相勤申候段獵師百姓共冥加叶難有儀ニ奉存候間先規之通御菜鮎奉指上度旨御訴詔申上置候御事

一 拜島村之儀往古々村前ニ八ヶ所之圍川仕先規々御用鮎奉指上候其上河原清兵衛様御代官所之節急御用□漬之鮎被為仰付奉指上候拜島村之儀往古々近村前江常々入込鮎獵仕来申候他村之者一切入不申候八ヶ所之圍川江ハ当村獵師共茂會而以入不申大切ニ仕置申候享保四年亥年川通大神村与粟須村と出入之節川通拾式ヶ村被為御召出御詮義之上御裁許被為仰付双方江為取替證文被為仰付被下置難有奉存右両所持仕候川通村々先規之通りニ仕重而御運上場ニ罷成候共無役之村々ハ指構申間敷之旨其外新規之義仕間敷被為仰付之趣奉承知相守罷有候処ニ此度相手熊川村之者共新規ニ笹を立新規獵師仕立拜島村之者共熊川村前へ一切為入会せ中間敷之旨我儘申其上私共村前圍川へ強性ニ度々押込難義仕候間以夫度々相断候へ共承引不仕候間為後證無是非網を取置申候先規被為仰付候往古々之定法御裁許之趣を相背我儘仕候御事

右之通少茂偽不申上候熊川村之者共被為御召出御詮義之上重而我儘不仕先規之通御慈非以被為仰付被下候ハ

□難有可奉存候以上
享保七年寅六月

拜島村

庄右衛門

小兵衛

藤四郎

八平

理右衛門

平兵衛

次郎左衛門

喜三郎

藤左衛門

清右衛門

八右衛門

弥兵衛

御代官所様

この訴状の中で拜島村は、二つのことがらを訴え上げている。

第一条では、当（享保七年）四月中に御菜鮎上納御用役が免除されたことにより、この御菜鮎上納御用役を再び仰せ付けられることを訴え出ているのである。それを正当化するために、古くから鮎漁を行い御菜鮎を上納してきたこと、その上、去る子年（享保五年）よりは、瀬田村で御川

狩が行われる際に鶺鴒拾羽と鶺鴒遣人足を差し出し御用を勤めていることなどを書き連ね、拝島村の漁村としての由緒を書き上げ、いわば権威付けを行っているのである。

第二条では、熊川村の者どもが新規に漁師を仕立て、同村地先漁場への拝島村の者どもの入漁を拒否していること、さらに拝島村が同村の地先に設けた囲川（禁漁区域）へ熊川村の者どもが押し込み、鮎漁を行っていることなどを不法として訴え出ているのである。そして、ここでもこの訴えを補強するために、拝島村は以前より近隣村々の地先漁場へ入会い、漁を行っているが、自村地先漁場への他村の入漁は許していないことを申し上げている。これは、享保四年の大神村と粟須村の出入りの際に玉川通り十二ヶ村が取り替わした「川通村々先規之通りニ仕重而御運上場ニ罷成候共無役之村々ハ指構申間敷」「新規之儀仕間敷」の文言、つまり、漁場利用権は、運上が課せられても御菜鮎上納御用役を勤めていない村々は従前のおりであること、と仰せ付けられたことを根拠としているのである。

三 漁業生産にともなう御用役と運上

拝島村が差し出した訴状のなかで、同村が漁場利用の優位性を主張するのに掲げた点は、古来より御菜鮎上納御用を勤めてきたこと、そして、瀬田村御川狩の鶺鴒御用を勤めていることの二点であるが、この二つの御用役がどのよ

うなものであったのか次に述べてみたい。また、享保七年の時点では拝島村は運上を課せられてはいないが、訴状のなかにみられる運上の負担についてもみてみたい。

御菜鮎上納御用は將軍家の御菜着として鮎を上納するという行為である。しかし、その起源については記した史料がないため明確ではないが、文政五年（一八二二）に玉川の中流右岸に位置する日野本郷、他六ヶ村が平岩右膳御役所へ新規出銀を免じられるようお願いした書状⁽¹³⁾によって、享保七年（一七二二）以前の御菜鮎上納御用の様相を知ることができる。

〔史料四〕

（前文略）

一、多摩川筋私共村々々上納鮎之儀ハ、往古々御菜鮎と唱村方人足を以御台所迄相納、其後延宝六年高室四郎兵衛様御支配之節川運上被 仰付、已來御菜鮎上納御免被 仰渡候処、前々上ヶ来候事故上納仕度旨相願、御聞濟之上年々相納来り、

（後文略）

延宝六年（一六七八）以前より、御台所へ御菜鮎と唱え上納していたこと。そして、延宝六年、代官高室四郎兵衛支配のときに上納を赦免され、川運上の上納を仰せ付けられたこと、しかし、御菜鮎を上納することの許可を願い上げて許され、以後も年々上納してきたことなどがわかる。

鱒魚歳貢

鱒魚歳貢

獻貢玉川秋
川及河川鱒
魚祭
官也自導係
年時始其及
今日蓋其制
之歲以秋之
被奉九貢鱒
魚蛋四寸以
上者一十七

十有五矣永
以爲例也水
岸村落與之
者四十八村
幹等里正二
人承
命奔走也谷
賜二口米



玉川流域全域が統一的に御菜鮎上納御用を赦免されたのは享保七年四月であるが、それに先立ち江川太郎左衛門役所は同年三月、御菜鮎上納の実態を調査している。

〔史料五〕

其村々御菜鮎相納候員数五ヶ年以來ノ壹ヶ年分ツ、書訊テ来ル廿二日迄ニ我等方迄罷越可被申候請取手形も差添持参可有之候以上

三月十九日

江河太郎左衛門代

宗須皆右衛門

大神村 拜島村 柴崎村 日野本郷

同廿一日拜島村々受取日野本郷へ遣ス

調査は村々が上納している鮎の数量を五ヶ年以來、一年分づつ書き分け、請け取り手形を添えて提出しろというものである。

そして、同年四月には御菜鮎の上納御用が赦免⁽¹⁵⁾されるが、御菜鮎上納を行ってきた村はさらに上納を願⁽¹⁶⁾い、もし許さないなら運上を差し上げたいと申し出ている。

〔史料六〕

乍恐口上書を以奉願上候

武州多摩郡柴崎村之儀古来より玉川御菜鮎御上納仕川狩仕来候処ニ此度御菜鮎御赦免之旨被 仰付奉長候得共冥賀之事ニ御座候間何とそ差上申様ニ奉願上候若又

難叶御事ニ御座候ハ、御運上差上申度候川長ケ之儀日野本郷と同所入会川半分つゝ川狩仕候間何分共日野本郷并ニ御運上差上申様ニ被為仰付可被下候以上

享保七年寅五月

武州多摩郡芝崎村

名主

組頭

玉川中流域に位置する柴崎村も、再び御菜鮎上納御用を仰せつかれることを願ひ上げるとともに、もしそれが聞き届けられないなら、運上を課せられたいと願ひ上げている。これは、柴崎村が村地先漁場を対岸の日野本郷と入会って利用していたため、御菜鮎上納御用が赦免されたことによつて、以前より運上を負担している日野本郷に漁場の利用権が有利にならないよう願ひ上げたものであらう。

將軍家の玉川瀬田村御川狩にあたり、鵜匠御用、人足役を勤めるといふ御用役も玉川筋の村々には課せられている。鵜匠御用を仰せつかれる村、人足役を命じられる村がそれぞれ特定されており、また地域的にも特徴がみられる。⁽¹⁷⁾この將軍家の玉川瀬田村御川狩がいつ頃から行われるようになったかは、初源を示す史料が管見の限り見あたらないので不明であるが、享保五年（一七二〇）には関東郡代伊奈半左衛門の命により瀬田村より下沼部村までが「玉川筋公儀御獵場御留所」に指定され、⁽¹⁸⁾この間では諸魚獵をいっさい

禁止とする高札がたてられていること、また、前掲〔史料三〕の訴状に記されているように、拝島村が、享保五年より玉川瀬田村御川狩に際し、鵜十羽と鵜遣人足の差し上げを命じられていることから、断定することは出来ないが、將軍家玉川瀬田村御川狩に伴う鵜匠御用は、享保五年を初発年次とみてよいのではなからうか。

鵜匠御用を勤める村は、後に紹介する享保七年の拝島村と熊川村の漁場争論の内済取替証文〔史料八〕にあるように、拝島村一村に限らず数ヶ村が命じられていた。次の史料は、時代は下るが、天明八年（一七八八）に鷹野役所目黒御用屋敷が、筋目の鵜匠を差し出すように村々へ命じた回状である。⁽¹⁹⁾

〔史料七〕

当秋玉川鮎 御成御沙汰ニ付先年御成之節相勤候筋目之鵜匠共左之村々得与相札尤も此書面村下江相認候共別紙張付候共相分り候様可致候尤先年御成之節罷出候筋目之鵜匠計差出其外新規之もの差出候義ハ不相成事ニ候此処間違無之様相札候触早々村々継送り留村々来十五日新井村鵜匠世話役市兵衛方江此触差出可申候

天明八年八月十一日

目黒御用屋敷

御触書写

村々

下川原村 四ツ谷村 石田村 新井村
芝崎村 栗須村 大神村 拝島村
熊川村 福生村 羽村 引田村
山田村 伊奈村 五日市村

とあるように、下河原・四ツ谷・石田・新井・柴崎・栗須・大神・拝島・熊川・福生・羽村・引田・山田・伊奈・五日市の一五カ村は、一カ村ごとに筋目の鵜匠の人数を鵜匠世話役の新井村市兵衛へ差し出すように命じられている。

玉川瀬田村御川狩鵜匠御用役は、御菜鮎上納御用役が江川太郎左衛門役所の支配を受けるのに対し、鵜を用いることから御鷹野方の支配を受けている。幕府の玉川の漁業支配は、江戸周辺地域支配の複雑性を反映しており、漁業支配は二元支配のもとにあり、支配者間の緊張関係が玉川沿岸村落間の漁場利用関係にも少なからず影響していた。

玉川の漁業には、御菜鮎上納御用役、玉川瀬田村御川狩鵜匠御用役とは別に、極めて低い定額の運上が賦課されていた。運上は、漁場に課せられるもの、漁具、漁獲物に課せられるもの、等があるが、前掲の〔史料四〕によれば多摩郡是政村外六ヶ村は、延宝六年（一六七八）に代官高室四郎兵衛によって御菜鮎上納にかわって川運上⁽²¹⁾が課せられたことがわかる。また、前掲〔史料一〕によれば、玉川上流部の三田領村々は、享保八年以前（一七二三）より運上を仰せ付けられている。玉川の支流、秋川筋では、玉川本

流筋より遅く、江川太郎左衛門役所が天保一五年（一八四四）に行った鮎漁御運上年曆御尋によれば、檜原村の享保四年（一七一九）を除き、宝曆以降に運上が賦課されている。

運上は村に賦課されたものであり村請で負担するものであるが、実状は、村内の専業漁師、もしくはこれに準じる者が割り合って負担する村と、漁業が生業となりうる程の生産性をもたない村、また、漁業の農間余業としての経済的価値の低い村々では、〔史料一〕に掲げた三田領村々のように漁業権を売って、請け負った者が負担している。⁽²³⁾

四 享保七年の鮎漁場出入の内済証文

訴訟の結果は内済となるが、拝島村と熊川村が評定所へ提出した取替証文⁽²⁴⁾を次にみる。

〔史料八〕

取替証文之事

一 武州多摩郡拝島村名主獵師共訴上候は、拝島村之儀、玉川并秋川通往古々鮎獵仕来御菜鮎差上候、其上去子年々瀬田村ニ而御川狩為御用、鵜拾羽、鵜遣入足共ニ差出申候、然処、当四月 御菜鮎 御赦免ニ付、前々之通 御菜鮎差上申度旨、御代官所江奉願候、当村前ニ八ヶ所之囲川仕、近村川筋江も常々入込鮎獵仕来候、右八ヶ所囲川江は、当村獵師さへ

會而入不申、為御用大切ニ圍置申候、去亥年川通り大神村と粟須村同入之節、取替証文を以、御裁許濟、川通り村々先規之通仕、重而御運上場ニ罷成候共、無益之村々ハ差構申間敷旨、其外新規之義仕間敷段被、仰付候処、此度相手熊川村之者共、川之内ニ新規ニ筐立、拝島村之者共、熊川村前江一切為入申間敷旨我儘申、剩私共村前圍川江、度々熊川村之者共押込獵仕候ニ付、相斷候得共承引不仕候間、為後証網取置キ申候、且又、高月村之者共申上候は、此度拝島・熊川郷境出入仕候ニ付、双方立會絵図被、仰付候故、高月村も絵図相載セ申候、拝島村先年境論之御裁許状致所持、其砌多摩川村境ニ相定、鮎獵入会仕來候、右御裁許状差上候由申之、拝島村と一同ニ御吟味之上、前々之通被、仰付被下候様仕度旨申上候、熊川村ハ答候は、拝島村と熊川之儀、郷境之儀ハ、同国滝山古城跡ヲ見通シニ相極來候故、入会と申訳ハ會而無御座候処、当五月朔日ニ熊川村ハ鮎獵ニ罷出候得は、拝島村之者共押懸ケ、川道具奪取申候、前、御菜鮎差上并御用鶴差出候旨申立候得共、拝島村、御菜鮎、後免被成候、御用鶴之義は、拝島老村ニも無御座候、川通村々江被、仰付、秋川・玉川之村々数多御座候得ハ、他村江押込圍川を仕、鮎獵仕候もの無御座候処、拝島村八ヶ所圍川江

外之者入不申と申上候得共、拝島村渡世之獵斗仕候御菜御用鶴差上候時之ことく、川通自由ニ仕候段申上候ニ付、双方御吟味之処、拝島村、御菜鮎当四月相止ミ候儀、熊川村之獵場と入込候所、熊川ハ防之、拝島村ハ、御菜鮎差上候時之通、熊川村分之川江入候様ニは為仕間敷候、船之獵熊川村江入り候故、相咎メ候義尤之事ニ候、御菜鮎不差出候上ハ、村限之川ニ而獵可仕事候間、御用鶴拾羽差出候義、村限之川ニ而獵仕候而も可相勤旨、拝島村之者共申上之、依之被、仰渡候は、拝島村ハ熊川村前之川江圍川致置候故、熊川村之者共獵致候処、拝島村大勢出會、網取置候旨申候、拝島之義、御菜鮎差上候節ハ、他村前江も入会候義も可有候、御菜鮎当四月相止候上ハ、向後村前限獵致、一切他村江不可入會候、瀬田村為、御用差出候鶴并人足之義、村前限獵致候而も、向後も無滞可差出候、熊川村之者共も、村前限ニ獵致、拝島村之川筋江入会申間敷候、拝島村江取上候網、熊川江早速相返シ、相互ニ和融之上、重而爭論仕間鋪旨被、仰渡候趣奉長候、并高月村追訴、拝島村境之証文として指上候寛文四年之御裁許之趣と相違無御座候ニ付、弥前々之通可相心得候旨被仰渡、是亦奉長、今般御裁許之趣、堅相守可申候、若相背候ハ、何分之御科ニ茂可被、仰付候、為後

証一札差上申所、仍而如件

江川太郎左衛門御代官所

田沢久左衛門知行所

同 同 弥次右衛門

武州多摩郡拝島村

同 同 名主 五右衛門

訴訟人 名主 庄左衛門

同 同 組頭 六兵衛

同 組頭 小兵衛

同 同 百姓代源内

享保七年寅八月十三日

同 百姓代藤四郎

長塩市左衛門知行所

太田万次良知行所

同 名主 利右衛門

同 同 名主 次左衛門

同 組頭 平兵衛

同 同 組頭 次郎兵衛

同 百姓代次郎左衛門

同 同 百姓代三左衛門

同 獵師 喜三郎

御評定所

岡部庄九郎知行所

同 名主 藤左衛門

同 組頭 清右衛門

同 百姓代八右衛門

同 獵師 弥兵衛

同 江川太郎左衛門御代官所

同州同郡熊川村

相手 名主 政右衛門

同 組頭 市兵衛

同 百姓代与惣兵衛

同 獵師 長十郎

同 同 長右衛門

同 同 長右衛門

熊川村は拝島村の訴えに対し、次のとおり反論している。第一点は、拝島村と熊川村の村境は、滝山古城跡を見通しに決められてきたので、以前より漁場を入会利用してきたことはないこと。第二点は、拝島村は御菜鮎上納御用役を赦免されたこと、また、鵜匠御用役は拝島村一村に限られたものでなく、秋川、玉川通りの村々がおおせつけられており、しかも他村の漁場へ押し込み、困川をして鮎漁をしている例はないこと。さらに、拝島村は生計のための漁を専らとしており、御菜鮎上納御用期間中、あるいは鵜匠御用のときのように漁場を自由に行っていることの二点を申し上げた。

評定所は、両村を吟味した結果、御菜鮎上納御用役をつとめているときは、他村地先の漁場へ入会って漁をしても

よいが、御菜鮎上納御用が当(享保七年)四月に赦免されたのであるから、今後、漁は自村地先の漁場に限り、他村の漁場へ入会ってはならないという裁定を下した。また、これにより拝島村は、漁場利用を自村地先にかぎられることとなったが、瀬田村御川狩鶴匠御用役は今後も勤めることを命じられた。

五 幕府の漁業政策

幕府は享保期まで漁業法令をもたず慣行によって漁業秩序を保っていたが、後免漁村の進出によって先免漁村との間に入会争論が頻発し、漁業秩序の確定を迫られていた。

そこで幕府は、享保一三年(一七二八)に漁場入会調査を実施し、それに基づき「山野海川入会⁽²⁵⁾」という漁業法規を法令化している。寛保元年(一七四一)に編纂された『律令要略』に記載されているが、次のとおり河川における漁場と漁業権のありかたが決められている。

〔史料九〕

山野海川入会

一 魚獵入会場国境之無差別

一 入海者兩頼中央限之魚獵場たる例あり

一 村並之獵場ハ村境を沖江見通し獵場之境たり

一 磯獵ハ地付次第なり沖ハ入会

一 藻草ニ役錢無之魚獵場無差別地元次第列之

但役錢も無之新規之魚獵藻草之障ニ成ハ禁之
一 魚獵場之障於成ハ藻草刈禁之

一 入海魚獵藻草とも兩頼之中央限之

一 海境之分(木)ハ海之磯と見通式本建例多し
一 壺本建
一 浜或ハ網印境也

一 海石或は浦永於無之ハ他村之獵場たりとも入会例多し

一 海石或は浦永無之においてハ居村之前之海ニ而も他之
獵場故魚獵禁之例多し

但海役永納之といへとも沖獵或ハ船繫役に而魚獵
之浦役永にてハ無之類多し

一 小獵ハ近浦之任例沖獵ハ新規ニも免之例あり

一 運上船之改磯より凡沖江壺里程之間限改之

一 関東筋鯨繩諸獵之妨ニ成ルおるてハ禁之

但壺本針ニ而釣之事は免之

一 鮫獵ハ海中十四五町之内限之

一 一川通御菜鮎或ハ運上納之においてハ他村前居村前無差別
鮎獵致之

但無役之村ハ村前限他村之前禁之

法令の最後の条目に規定されているとおり、河川における漁場利用は、御菜鮎あるいは、運上を⁽²⁷⁾上納する村方は自村、他村の区別なく入会による漁場利用ができるが、無役

の村方は自村地先漁場の利用に限定された。この法令は入会関係の明確化をはかるなかで、地域秩序を確定し幕府の支配力強化をねらった享保改革の一環ととらえることができる。

おわりに

近世の玉川における漁業慣行、秩序は、享保七年四月に御菜鮎上納御用役が赦免されるまでは、御菜鮎上納御用役を勤めることよって自村地先漁場のみならず、他村地先漁場内において漁業活動を行うことが許されるという、先発漁村の漁業利益の独占につながるものであった。後発漁村である熊川村は、無役であるがために御菜鮎上納御用の期間中は、自村地先漁場であるにも関わらず鮎漁を禁じられ、御菜鮎上納御用役をとめる先発漁村、拝島村の漁場占有利用を許さざるを得なかったのである。

しかし、この漁業慣行、漁業秩序は、御菜鮎上納御用役が存在して初めて成立するものであって、この役が赦免されれば根柢を失う慣行、秩序であった。そして、享保七年四月に御菜鮎上納御用が赦免されたことよって勃発した熊川村と拝島村の漁場出入は、熊川村が、この不公平な漁場利用関係を否定し、直ちに自村地先漁場の占有化を行なったことにより起きたものである。つまり、この漁場争論は御菜鮎上納御用役が赦免されたことにより、旧来の漁業

慣行、秩序を変革打破しようという熊川村の自村地先漁場占有の闘争とみる事が出来る。

近世中期以降、需要の拡大に伴い、漁業に従事する人々が増加するなかで、後発の漁業従事者及び村落は旧来の慣行、秩序を否定し、先発の漁業従事者及び村落との間に新たな漁場占有利用関係を確立することを目的として紛争を引き起こした。この一連の紛争は村落内及び村落間の漁業秩序・慣行を変革し、新たな漁場利用関係を展開させたと言えよう。

近世の玉川における漁場の占有利用関係の変遷も漁業史の中では特殊なものではなく、海面漁業、特に江戸内湾漁業の歴史的展開²⁸と同一の歩調をとるものである。今後、玉川の漁業史研究は江戸周辺の海面漁業史の成果を汲んで考察を加える必要があると思われる。

註(1) 「道志川の鼻曲り」とよばれ、佳品として賞味され、貢献していた。『神奈川県史』通史編三近世(三)第二章第六節。

(2) 『立川市史』、『羽村町史』、『五日市町史』、『昭島市史』、『秋川市史』、『奥多摩町誌』、『狛江市史』等。

(3) 筆者「近世玉川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」第十回関東近世史研究会大会(昭和六三年十月二三日、於・明治大学)において口頭発表。

(4・6) 木村礎校訂『旧高田領取調帳』関東編、近藤出版社。

(5・7) 『大日本地誌大系新編武蔵風土記稿』第六卷、雄山

聞。

(8) 農商務省「水産事項特別調査上巻Ⅱ」明治二十七年、明治文獻資料刊行会『明治前期産業発達史資料』別冊(四二)

Ⅱ。

(9) 農商務省「水産事項特別調査下巻Ⅰ」明治二十七年、明治文獻資料刊行会『明治前期産業発達史資料』別冊(四二)

Ⅲ。

(10) 『奥多摩町誌』歴史編。

(11) 『宝暦四年御用留覚帳』旧柴崎村 鈴木家所蔵文書、立川市教育委員会保管。

(12) 旧熊川村 石川元八家所蔵文書。

(13) 『日野市史料集』近世²。

(14) 『享保七年御回状写留書帳』旧柴崎村 鈴木家所蔵文書、立川市教育委員会保管。

(15) 享保七年に御菜魚上納が赦免されたのは、玉川の御菜鮎のみならず、江戸内湾御菜八ヶ浦の御菜肴上納等も赦免されている。『品川区史』資料編。

(16) 『享保七年寅御回状写留書帳』旧柴崎村 鈴木家所蔵文書、立川市教育委員会保管。

(17) 瀬田村周辺の村(瀬田村、諏訪河原村、久地村)には網漁世話役が置かれ、世田ヶ谷領の村々は水夫、その他人夫役が課せられている。

(18) 「享保五年御鷹用留帳」世田谷区教育委員会編『世田谷区史料叢書』第一巻。

(19) 旧伊奈村 石川尚史家所蔵文書。

(20) 弘化四年に秋川通りの留原村と伊奈村が漁場争論をこすすが、「御役所々御鳥見様江御掛合御座候此節御趣意有

之御見込通御用鶴ニ付不相立趣ニ而世話役共江取扱被仰付内済為致候」と、被告伊奈村は鶴匠御用を勤めおり、鳥見役の権威の前に江川役所は退かざるをえなかった。

(21) 延享二年十二月『村中連印目録』(日野本郷)に「貞享二丑年、川運上定ル、御代官大久保平兵衛様、同八月々御菜鮎上ル」とある。『日野市史料集』近世。

(22) 『鮎運上取立年歴等お尋ねにつき返当書扣』森田家文書(7)15、五日市町郷土館保管

(23) 寛保元年、秋川通りの上、下代継村が押立村へ漁業権を売ったため、入会村と出入となる。

(24) 旧熊川村 石川彌八郎家所蔵文書、『多満白慢石川酒造文書』第一巻。

(25) 勘定奉行と勘定吟味役が推進役となつて東海・関東両地帯に広範囲に実施された。堀江俊次「享保期における勘定所の漁業権実態調査と漁業政策」『東国の社会と文化』。

(26) 『近世法制史料叢書』第二巻。

(27) この「山野海川入会」では、運上を納めることが御菜鮎を上納すること同様の漁場利用権を与える条件となっているが、玉川における漁場利用関係では、あくまでも御菜鮎上納御用を勤めることが他村地先漁場への入会利用を可能にしていた。

(28) 『神奈川県史』通史編三近世(二)第二章第六節。

(29) 堀江俊次「羽田村一件」『神奈川県史研究』二六、原暉三『東京内湾漁業史料』。

(みやた・みつる 福生市史近世調査員 五日市町在住)